

令和4年度
宮崎市内部統制評価報告書

内部統制評価部局【総務部 市役所改革推進課】

宮崎市長 清山 知憲は、地方自治法第 150 条第 4 項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

宮崎市長 清山 知憲は、宮崎市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、宮崎市においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成 31 年 3 月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「宮崎市内部統制に関する方針」（令和 2 年 4 月 1 日制定。令和 4 年 4 月 1 日改定）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、全てのリスクを防止し、または、当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

宮崎市においては、令和 4 年度を評価対象期間とし、令和 5 年 3 月 31 日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に基づき、財務に関する事務及び情報管理に関する事務に係る内部統制の評価を実施いたしました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり、ガイドラインに規定する評価作業を実施したところ、令和 4 年度における内部統制の評価につきましては、次のとおり判断しました。

ア 全庁的な内部統制について

整備上及び運用上の不備は確認されなかったことから、有効に運用されていると判断しました。

イ 業務レベルの内部統制について

財務に関する事務については、整備上の不備は確認されず、運用上の不備についても、支払事務の遅れに関する不備が引き続き多く確認されているものの、重大な不備は確認されなかったことから、財務に関する事務に係る内部統制は、概ね有効に運用されていると判断しました。

しかしながら、情報管理に関する事務については、整備上の不備は確認されなかったものの、運用上の重大な不備が 2 件確認されました。このため、情報管理に関する事務に係る内部統制は、一部有効に運用されていないと判断しました。

4 不備の是正に関する事項

上記業務レベルの内部統制のうち、情報管理に関する事務に係る運用上の重大な不備 2 件については、それぞれ以下の通り是正を行いました。

ア 職員が、普段使用している業務管理システムから、複数の知人の住所や税などの個人情報複数回にわたって勤務時間中に私的に閲覧した事案について、今後同様の不備発生を防止するため、業務に必要な個人情報閲覧できないよう、業務管理システムの制限を行うとともに、個人情報を取扱う業務の運用方法について確認し、個人情報の取扱いについて研修を実施しました。

イ 業務管理システムへの閲覧権限のない職員が、他の職員のID・パスワードを使用し不正アクセスを行った事案について、今後同様の不備発生を防止するため、所属長の配席を個室から事務室内に移動させた上で、システムの設置場所を所属長の近くに変更するなど、監視体制を強化するとともに、部局内の職員に対し、パスワードの管理の徹底など、宮崎市情報セキュリティポリシーを厳守するよう指導したほか、引き続き、倫理研修等の機会を捉え、不正防止に係る意識の徹底を図ることといたしました。

また、ア・イに共通して、組織としても情報セキュリティへの対応を強化するため、令和5年3月に「宮崎市情報セキュリティポリシー」を改訂したほか、業務上の情報セキュリティ対策、インシデント対応等に関する研修を、動画配信形式により実施しました。引き続き、庶務研修や階層別研修等において、情報セキュリティに係る項目の説明を行うほか、各課に配置するデジタル化推進員を対象に集合研修を実施するなど、情報セキュリティへの対応の強化を図ってまいります。

そのほか、財務に関する事務のうち、繰り返し発生している支払事務の遅れに関する不備については、各所属におけるチェック体制整備の徹底のほか、業務進捗の共有方法の見直しを行うなど、再発防止に向けた取組を進めています。また、全庁的な取組として、各所属において不備の未然防止により一層取り組むことができるよう、過去に発生した不備とその改善策を記載した「リスク管理データベース」をグループウェアに掲示することで、各所属で発生した不備情報に容易にアクセスできる環境を整えました。

令和5年7月4日

宮崎市長 清山 知憲